## 共済事業実施消費生活協同組合 代表理事 殿

東京都生活文化局 消費生活部取引指導課長 (公印省略)

消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部改正について

標記のとおり、厚生労働省から共済計理人の確認の基準の一部改正に関する通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。

このほか、本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL: http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html)

記

## 送付資料

- 1 平成30年3月30日付社援協発0330第2号通知(写)
- 2 平成30年3月30日付厚生労働省告示第164号(写)

## <連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課生活協同組合担当

電話: 03 (5388) 3060 FAX: 03 (5388) 1332

E-mail: S0000580(at) section. metro. tokyo. jp